第六十条の三第一項第一号	取引所取引店	電子店頭デリバティブ取引等店
	取引所取引と	電子店頭デリバティブ取引等と
第六十条の三第一項第二号	取引所取引店	電子店頭デリバティブ取引等店
第六十条の三第二項及び第三項	第六十条第一項	第六十条の十四第一項
第六十条の五第一項	第六十条の二第一項各号	第六十条の二第一項各号（第六号及び第九号を除く。）
第六十条の七	第六十条第一項	第六十条の十四第一項
第六十条の八第一項	第六十条第一項	第六十条の十四第一項
	第六十条の三第一項第一号（ハ及びヌを除く。）、第二号又は第三号	第六十条の三第一項第一号（ハ、ニ及びヌを除く。）又は第二号
第六十条の八第三項及び第六十条の九第一項	第六十条第一項	第六十条の十四第一項
第六十条の十	取引所取引を	電子店頭デリバティブ取引等を
	第六十条第一項	第六十条の十四第一項
第六十条の十二第一項	第六十条第一項	第六十条の十四第一項

（電子店頭デリバティブ取引等業務に関する経験年数）

第十七条の十の四　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める期間は、一年とする。

2　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が電子店頭デリバティブ取引等業務（法第六十条の十四第一項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この項において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間を許可申請者が電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き一年以上となる場合とする。

一　許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合併された会社

二　分割により許可申請者に電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三　許可申請者に電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四　許可申請者の発行済株式の全部を所有している者

（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る最低資本金の額）

第十七条の十の五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ホに規定する政令で定める金額は、三億円とする。

2　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ホの資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

第三十八条第二項中「第六十条の十三」の下に「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十八条の二第二項中「第六十条の十二第三項」の下に「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正法による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第六十条の十四第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項において準用する新金融商品取引法第六十条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、新金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する新金融商品取引法第六十条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新金融商品取引法第六十条の十四第一項の許可を受けたものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十四号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項第一号中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三